

国道 31 号等 呉駅交通ターミナル整備事業計画検討会

(第 2 回)

日時：令和 2 年 1 1 月 2 4 日（火）10:00~12:00

場所：広島国道事務所 5 階大会議室

議 事 次 第

1. 開会

規約・名簿

2. 議事

- 1) 第 1 回検討会の振返り……………資料-1
- 2) 整備方針案……………資料-2
- 3) 4 つの機能の考え方と基本的な方針……………資料-3
- 4) 今後の進め方について……………資料-4

3. 閉会

国道31号等 呉駅交通ターミナル整備事業計画検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「国道31号等 呉駅交通ターミナル整備事業計画検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、「呉駅周辺地域総合開発基本計画」をふまえ、事業計画策定に向け、計画の具体化を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、以下の事項について検討を行う。

- (1) 事業計画に係る検討
- (2) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するため、各有識者、各行政機関、各民間をもって組織し、委員の構成は別紙のとおりとする。

- 2.委員の追加・変更は、検討会の承認を要するものとする。
- 3.委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4.委員の任期は、事業計画の策定が完了するまでとする。

(座長)

第5条 検討会には、座長を置き、委員の互選をもって充てる。

- 2.座長が職務を遂行出来ない場合は、予め座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3.座長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4.座長は、やむを得ない事由により検討会の会議の開催が困難な場合においては、資料等を委員、当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、それをもって検討会の開催に代えることができる。

(検討会の運営)

第6条 検討会は、第3条に規定する事項を検討するため、必要に応じ、事務局が招集する。

- 2.検討会は、運営にあたり必要な資料等を委員に求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(検討会の公開)

第8条 この検討会の審議は非公開で行うものとする。なお、公開の必要がある場合には、検討会の承認をもって行うものとする。

(検討会資料の公表)

第9条 検討会における資料については、検討会終了後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 検討会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2.事務局は、広島国道事務所計画課及び呉市都市部呉駅周辺事業推進室に置くものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度、審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、検討会の審議を経て行うことができるものとする。

附 則

この規約は、令和2年9月8日より適用する。

国道31号等 呉駅交通ターミナル整備事業計画検討会

委員名簿

○

氏名	所属・役職等
はとう えいじ 羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
つかい まこと 塚井 誠人	広島大学大学院工学研究科准教授
かんだ ゆうすけ 神田 佑亮	呉工業高等専門学校教授
すずき かつむね 鈴木 克宗	一般財団法人道路新産業開発機構理事
やまもと なおと 山本 直人	西日本旅客鉄道株式会社広島支社企画課長
おきぐち たけし 沖口 武司	広島電鉄株式会社バス事業本部呉輸送営業部長
ひおか じゅんや 火岡 潤哉	一般社団法人広島県タクシー協会呉支部長
かわい ともあき 河合 智明	独立行政法人都市再生機構西日本支社副支社長
まつうら としゆき 松浦 利之	国土交通省中国地方整備局道路部長
むらかみ たけお 村上 威夫	国土交通省中国地方整備局建政部長
おぎの ひろゆき 荻野 宏之	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長
きたやま てつ 來山 哲	広島県地域政策局総括官（地域振興）
ふるかわ のぶひろ 古川 信博	広島県土木建築局総括官（土木整備）
まとば ひろあき 的場 弘明	広島県土木建築局総括官（建築技術）
やまだ や きよし 山田谷 清	広島県警察本部交通部長
おおき すすむ 大木 晋	広島県呉警察署長
はまさと かなめ 濱里 要	呉市副市長

(○座長) (敬称略)